

鳥獣害防止総合対策事業

【400百万円】

対策のポイント

鳥獣被害防止特措法に基づく市町村等の取組、鳥獣を里に出没させない大規模緩衝帯の整備等を支援します。

(野生鳥獣による農林水産業被害の現状)

- ・野生鳥獣の生息分布域が全国的に拡大しています。
- ・有害鳥獣の捕獲数が、10年前と比較してイノシシは4.8倍、ニホンジカは2.8倍、ニホンザルは1.5倍、カワウは5.3倍に増加しています。
- ・しかしながら、農作物被害金額は約200億円で高止まり、森林被害面積は5千～7千haで推移しているほか、トド等による漁業被害が毎年10億円以上発生しています。
- ・野生鳥獣による被害は、営農意欲の減退をもたらすなど、農山漁村の暮らしに深刻な影響を与えています。

政策目標

野生鳥獣による農林水産業被害の軽減

<内容>

(1) 鳥獣害防止総合対策事業の事業地区の拡充

鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組を総合的に支援します。(当初予算300地区→400地区)

(2) 大規模緩衝帯の整備

大規模な緩衝帯等を整備し、野生鳥獣の農地や集落への出没の低減を図ります。

(3) 鳥獣捕獲監視システムの導入

箱ワナ等の遠隔監視システムの導入により、確認作業労力の低減を図ります。

(4) 捕獲技術向上施設整備

捕獲技術向上のための施設を整備し、人材の確保と捕獲技術の向上を図ります。

[担当課：生産局農業生産支援課 (03-6744-2108(直))]